

2020年10月15日

厚生労働省 社会・援護局 障害福祉部

企画課 課長 源河 真規子 様

障害福祉課 課長 竹内 尚也 様

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム会学会

代表 光増 昌久

報酬改定に向けた意見・要望

令和2年6月国保連請求の厚生労働省の統計ではグループホームの入居者数は13万4千人を超えています。現在はコロナ禍もある中ですが、昨今の国や自治体の通知等を基に、全国のグループホームにおいても感染対策の情報収集を行いながら、地域社会におけるグループホームでの支援を進めているところです。

地域移行支援の対象者も拡大され、地域生活の支援で一層グループホームが活用され、その役割はさらに大きくなっております。また、障害のある方が高齢になっても、障害が重くても、障害とともに病気をもっている、安心して、快適な暮らしができる地域生活の資源の充実がさらに望まれております。

当学会は障害のある人と援助者でつくる団体として活動しており、入居者が安心して地域で生活を送ることのできるグループホームを、共に考え、歩んでゆくことを基本に考えております。そのような中、現在の報酬や加算の構造がもとで入居者の願いを実現することが難しい状況は変えていく必要があると強く感じております。

当学会は入居者、グループホームで働く援助者の意見や思いを反映しながら、グループホーム等の障害福祉サービスの更なる発展のために令和3年度報酬改定に際し次のように要望いたします。「安心してグループホームで生活していきたい」という入居者の願いを実現するために、グループホームの現場で実際に困っている、現在の報酬についての改定が必要急務と思われる重要な点を意見・要望としてお届けします。

1 より質の高いサービスを提供していく上での報酬改定を

障害者総合支援法となり、グループホームの利用を希望する対象者も広がり、地域生活の支援で一層グループホームが活用されていくには下記の報酬の見直しが必要です。

(1) 世話人配置基準に関して

・前回の報酬改定では日中サービス支援型で、3：1の基準が新たに設けられた。介護サービス包括型、外部サービス利用型においても、高齢化、重度化に対応するために3：1の世話人配置基準を設け、人員配置を手厚くした事業所を報酬上評価する必要がある。

(2) 各種加算に関して

支援実態に即した柔軟な加算の算定をして頂きたい。

①日中支援加算（Ⅰ）について

年齢、障害支援区分の制限を外し、全てのグループホーム入居者に算定ができるようにしていただきたい。

②日中支援加算（Ⅱ）について

初日からの算定ができるようにすべきである。27年、30年報酬改定でも論議の対象になったが、グループホームの報酬は実際に入居され支援をした日について日額で算定されるものあって、その報酬に別の日の日中の支援報酬が含まれているとの説明には無理がある。入居者の多様性や支援の多様性に即して、現に実施した場合の支援を積極的、柔軟に評価（加算算定）して頂きたい。

③入院時支援加算や帰宅時支援加算について

日中支援加算（Ⅱ）と同様に、初日から算定できるようにすべきである。入院時支援加算・帰宅時支援加算については、算定が不可とされている3日以内に緊急対応を含む支援を実施した場合の評価がなく、本体報酬と共に初日から算定できるようにしていただきたい。

④重度障害者支援加算について

対象者拡大が必要である（外部サービス利用型にも）。また障害支援区分6に限定せず、区分4以上をこの加算の算定対象にし、加算額を区分に応じて設定してほしい。生活介護事業の重度障害者支援加算は区分4からであり、整合性を図るべきである。

⑤夜間支援等体制加算について

根本的な見直しが必要である。夜勤者の休憩時間に関して、共同生活住居内での休憩の取得について、その実態は労働時間（手待時間）であって労働基準法の定める休憩に該当しないと労働基準監督署に判断される事例が頻発していることは周知の事実である。労働基準法を遵守するためには、その間の別の職員の配置を求められることから、現在の夜間支援等体制加算の報酬は低すぎるため、抜本的な見直しが必要である。

⑥新たな加算の創設

入居者の高齢化が進んできている今、本人の希望でグループホームでの看取り支援を希望する場合も増えてくる事が予想されるので、認知症グループホームにある看取り支援加算を創設していただきたい。

(3) 低い障害支援区分の報酬単価の改善

地域の生活を希望する方にとって低い障害支援区分の方もグループホームの支援を必要とする方がおり、現在、報酬単価が下げられたままになっている障害支援区分非該当、区分1、区分2の報酬単価を以前の水準に戻すべきである。

2 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるように

(1) 障害福祉サービスの改善

① グループホームにおける居宅介護利用の恒久化

・これまで報酬改定の度に多くの団体（当学会も含め）が恒久化するべきであるとの主張を繰り返してきた。グループホームの入居者が個人単位で居宅介護等を利用することで、個々の主体的な暮らしが実現できている実態があるため、現状では特例の経過措置となっているこの措置を恒久化することで必要な人が利用しやすくする必要がある。また、障害支援区分の限定なく、必要な人が使えるようにすべきである。

② 短期入所

・福祉型でも日中利用を復活させるべきである。日中一時支援は市町村の地域生活支援事業の選択事業であるため、市町村によって実施格差がある。どの地域でも利用できるようにサービスを拡充するためには、自立支援給付での日中利用ができるようにすべきである。

・単独型短期入所の人員配置には現状の報酬では対応できないため、報酬を上げる必要がある。

③ 食事提供加算の継続

・グループホームから日中活動へ通う人の多くは食事提供加算の対象要件に該当する。この加算がなくなると、自己負担が食材費だけでなく食費として増額になり、障害基礎年金を主たる所得にしている人の経済的負担が大きくなるため食事提供加算を継続してほしい。

（２）サービスの前提となる基盤整備

① 適切な障害支援区分認定が受けられること

・精神障害で病状が不安定な人の場合、支援の必要性が正確に障害支援区分の認定に反映されにくい実態があり、障害支援区分の認定の項目の幅が狭く、病状の変化もあるため、認定調査の適切な内容の見直しが必要である。

・グループホームの利用を希望する場合、申請時に市町村窓口で身体介護が必要かどうかで障害支援区分認定の必要性を判断されてしまうケースがあり、不適切である。改善指導が求められる。

② グループホームの大規模化の抑制

・平成元年にグループホームの制度ができて、支援費制度、障害者自立支援法、障害者総合支援法と法律の変遷とともにグループホームの報酬構造、指定基準等が変わってきている。特に障害者自立支援法が施行され 1 ユニットが 2 人から 10 人になり、各地に 10 人のグループホームが同じ敷地内や隣接地に数カ所できて、隣接する生活介護に通ったり、2 ユニットの複数同一敷地内建設するなど大規模化が進んでいる。このような集約化、大規模化をなくすような方策を検討していただきたい。

・大規模住居等減算の比率の見直しも必要である。新規開設のグループホームは 1 ユニット 2 人から 7 人までに見直し、地域の普通の暮らしの規模を確保すべきではないか。

③ 消防庁、国土交通省との調整を

・消防法施行令、建築基準法等でグループホームから退居しなければならない人がいる。省庁間の調整で緩和措置を検討願いたい。

④ 相当障害福祉サービスおよび相当介護保険サービスについて

・重度訪問介護は見守りを含めた支援を総合的に提供するものであり、介護保険の訪問介護とは同等のサービスとはいえない。このことについて、市町村へのさらなる周知徹底をお願いしたい。

⑤ サービス利用者の意見の反映

・障害福祉サービスを受ける利用者へのヒアリングも実施してほしい。また報酬改定にあたり、法改正事項とともにわかりやすい情報提供をしていただきたい。

3 持続可能な制度としていくための報酬改定を

① 地域居住の権利実現の理念を重視すべき

・グループホーム利用者は令和2年6月には全国で13万4660人に増えており、予算額の増加は利用数に伴ったものではないだろうか。持続可能な制度としていくとのことであるが、現在までの予算額の増加だけに注目するのではなく、地域移行が求められてきた実情や地域移行への実績に応じた視点を基に、報酬改定を行っていただきたい。

② 人材確保と安定雇用が可能となる報酬

障害福祉サービスに従事している職員の給与は、全産業平均と比べて低い実態が依然続いている。また、グループホームの世話人、生活支援員の給与は他の福祉サービス事業との比較においても低水準である。契約職員、パート職員、アルバイト職員等々の不安定かつ低賃金の雇用に頼ることなく、同一労働同一賃金を実現し、世話人、生活支援員や夜間支援員を安定的に雇用確保するために、抜本的な報酬の増額が必要である。